

【杉村やすらぎ広場における出店事業者募集】

1. 目的

杉村やすらぎ広場において、事業者による飲食物及び物品等の販売をすることで、広場の魅力向上及びにぎわい創出を図ることを目的とし出店事業者を募集しています。その中で橋本商工会議所として出店枠を確保しておりますので、関心のある方は以下の内容をご確認の上、ご参加頂けたらと考えています。

2. 概要

- ① 出店場所 : 杉村やすらぎ広場【別添配置図 区画①、②のいずれか】
- ② 区画面積 : 1.8m × 5.0m = 9.0㎡ *1t車を超えるキッチンカーについては要相談。
- ③ 出店料金 : 1区画あたり1日につき3,960円
- ④ 販売物 : 物品、飲食物等(酒類・紙パック・ペットボトル・缶類は不可)
- ⑤ 出店時間 : 9時～17時(準備、撤去時間を含む) ※時間内での出店時間は調整可能です。
- ⑥ 利用期間 : 2023年9月1日(金)～2023年11月30日(木)

*利用希望日が重複した場合

申請者立会のもと下記の日程で抽選を行います。申請者宛てに抽選日時についてお知らせしますので、必ず抽選日に立会をお願いします。抽選時間に立会できない場合は失格とします。ただし、代理人の出席は可とします。

【抽選日:2023年6月7日(水) 15:00 橋本商工会議所 5階】

- ⑦ その他 : 水、電気は各自用意してください。施設内の排水はできません。
テント・机・椅子等の備品は各自でご準備ください。

3. 資格

- 橋本商工会議所の会員であること。
- 橋本商工会議所の年会費が完納していること。
- 申請者の事業内容と今回出店する事業内容が一致していること。
- PL保険等の賠償責任保険に加入していること。

4. 受付方法

- ①提出書類 「杉村やすらぎ広場における出店事業者募集要項(別紙)」に記載されている提出書類を提出期間中に提出場所に郵送もしくは持参すること。
※各種書類は橋本商工会議所窓口での受取、もしくは橋本商工会議所 HP よりダウンロード可能です。
- ②提出場所 橋本商工会議所(〒648-0072 和歌山県橋本市市協 1-3-18)
TEL 0736-32-0004 FAX 0736-33-3326
- ③提出期限 2023年5月26日(金)必着
- ④許可証の発行 橋本市役所の審査の後、出店日が確定しましたら許可証を発行します。
(確定までに2週間程度を要します。)

⑤出店料金の納付

許可証発行の際に商工会議所窓口にて納付してください。

納付がない場合は、出店許可を破棄させていただきます。

納付方法については、橋本商工会議所窓口にて受付しております。

⑥使用中止について

出店できない場合は、必ず橋本市役所まちづくり課にメールにて報告してください。

メールアドレス machiz@city.hashimoto.lg.jp

報告がない場合や正当な理由がない場合、還付いたしません。また、今後出店する際には審査が通らない場合があります。

⑦使用料の還付

使用料の還付が発生する場合は、橋本市役所 まちづくり課 公園緑地係 にお問い合わせください。(TEL 0736-33-1179)

5. その他

出店資格・遵守事項等の詳細につきましては、「杉村やすらぎ広場における出店事業者募集要領」でご確認ください。

<今後のスケジュール>

利用期間	募集期間(予定)
3~5月分	12月頃
6~8月分	3月頃
9~11月分	6月頃
12~2月分	9月頃

